

教職員の処分について

豊中市立小学校教諭が、正当な理由なく欠勤したことについて、令和3年（2021年）3月30日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

豊中市立小学校教諭（男性・52歳）・戒告

2 処分事由等

当該教諭は、令和2年（2020年）7月14日（火）に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反と傷害容疑で逮捕されたが、同年7月16日（木）に釈放された。その後の捜査の結果、不起訴処分となった。

しかし、釈放後、当該教諭は自身の状況についての報告を怠り、結果として同年7月17日（金）、20日（月）、21日（火）の3日間について欠勤となったことが下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」